

人手不足対策のために

女性の活躍推進に取り組みませんか？

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの「働き方」の見直しが課題となっています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一番の近道です。

中小企業におかれましても、女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍状況の把握・課題分析 行動計画の策定・社内周知・公表 行動計画を策定した旨の届出 情報公表 に取り組んでみませんか。

注：女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が300人以下の企業については、行動計画の策定、届出、情報公表等が努力義務となっています。
パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

<ステップ2> 行動計画の策定、社内周知、公表

ステップ1で分析した課題に基づき、**目標を定め、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、行動計画として策定し、労働者へ周知、外部に公表**しましょう。

株式会社A 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

2. 当社の課題

(1)技術職に女性の応募が少ない、

(2)女性の大半が事務職で総務部に配置され、配置先が偏っている。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：技術職の女性採用者数を取組前より2人以上増加させ、技術職の採用者の女性比率を30%以上にする。

<取組内容>

・平成29年4月～

技術職の女性を増やすため、学生向けパンフレットを作成する。

・平成29年5月～

女子学生を対象とした現場見学会を毎年開催する。

・平成29年11月～

理系大学・高専での学生向け説明会を実施。

目標2：これまで女性がなかった現場事務所3カ所に、技術系の女性を各1人以上配置する。

<取組内容>

・平成29年7月～

現場長ヒアリングにより、女性を配属する上での課題を把握。

・平成30年1月～

配属予定者の選定と、研修カリキュラム検討。

・平成30年10月～

安全具の購入、現場研修を兼ねての仮配置。定期的にフォロー等を行う。

・平成31年4月～

本配置、定期的にフォロー・上司含めたヒアリング実施。

<ステップ3> 行動計画を策定した旨の届出

労働局雇用環境・均等部(室)へ届出してください。

⇒ 数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検しましょう。

女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について**学生をはじめとした求職者が簡単に閲覧できるように公表**しましょう。情報公表先は裏面の「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

無料支援

「中小企業のための女性活躍推進事業」(厚生労働省委託事業)

『課題分析のやり方が分からない』『どういう行動計画にすればいいか悩んでいる』など女性活躍推進アドバイザーが企業にお伺いして行動計画の策定等を全面的にサポートします！
まずはお気軽にご相談ください。

電話メール
相談 ☎✉

企業訪問 📄

問い合わせ

一般財団法人 女性労働協会

TEL:03-3456-4412 E-mail:suishin@jaaww.or.jp

「女性の活躍推進企業データベース」で公表して下さい！



女性の活躍に関する情報を公表する際、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」を是非ご活用ください。

業界内・地域内での自社の位置付けを知ることができます。

自社の取組、状況を就活生や消費者、投資家にアピールできます。

法で求められている年1回のデータの更新についても、掲載企業に対してメールでお知らせするため、忘れずに行えて安心です。



「女性の活躍推進企業データベース」登録企業からの声

「データベースを見た女子学生からの応募が増え、優秀な人材を採用できた。」

「掲載したことで取引先、顧客から良い評価をいただきイメージアップにつながった。」

「データベースで全ての項目を公表したことで、企業としてMSCI日本株女性活躍指数(WIN)に採用された。」など。

計画の目標を達成したら

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）をご利用できます！

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

Aコース及び管理職加算については中小企業のみが対象となっています。

支給額（各コース1企業1回限り）

	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】取組目標達成時	28.5万円<36万円>	-
【加速化Nコース】数値目標達成時	28.5万円<36万円>	-
女性管理職比率が15%以上()に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

>の金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

() 大企業産業別基準値以上の場合となります。

女性活躍推進法等の詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活推進法特集ページ）をご覧ください。

[女性活躍推進法特集ページ](#)



お問い合わせは、長崎労働局雇用環境・均等室へ。

長崎労働局雇用環境・均等室

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階

TEL: 095-801-0050

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】



厚生労働省 長崎労働局雇用環境・均等室